

「指針※の見直し」の進め方について

※重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針
(2006年2月2日 情報セキュリティ政策会議決定、2007年6月14日改定)

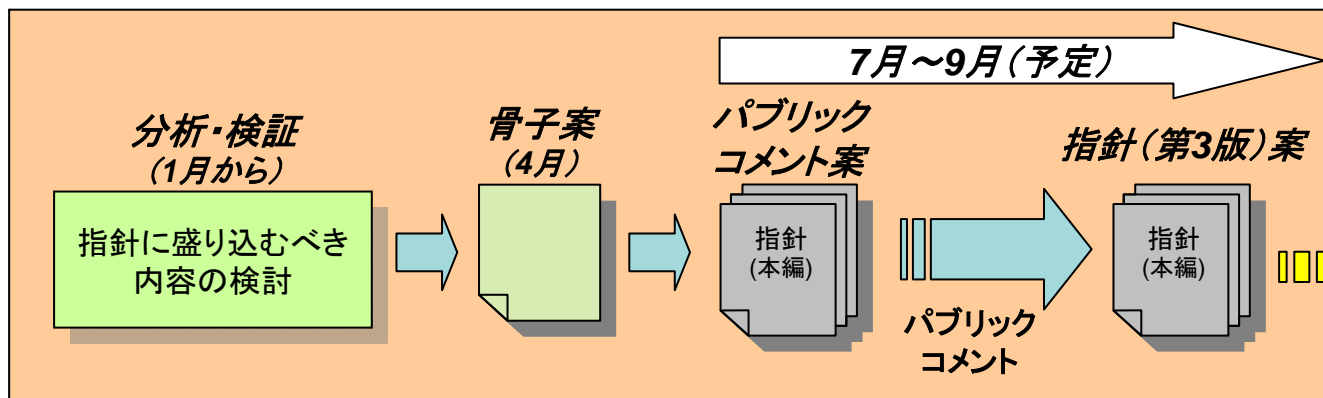
○第1次行動計画においては、指針の策定・見直し、これを踏まえた各分野毎の安全基準等の策定・見直しを実施。これらの定期的な見直しサイクルが確立。

○第2次行動計画では、指針の改定は原則として3年に1度とし、対策項目の具体化の例示の充実を図る。

進め方

- ①指針(第3版)本編は、現行の「要検討事項」に加え、検討が望まれる項目を新たに「参考事項」として記載
⇒ 重要インフラ専門委員会においてパブリックコメントまで含め検討を行い、これを踏まえ、情報セキュリティ政策会議で決定
- ②新たに設ける対策編は、対策項目の具体化を例示
⇒ 重要インフラ専門委員会でとりまとめ

重要インフラ専門委員会における検討



情報セキュリティ政策会議

重要インフラ専門委員会における検討を踏まえ、決定

指針(本編)

- ・要検討事項
- ・参考事項(新規)

資料3

(※)対策項目の具体化を例示する「対策編」については、重要インフラ専門委員会でとりまとめる。